

特許審査に関する 品質ポリシー



特許庁は、
特許審査の質の一層
の向上を図るために
「特許審査に関する
品質ポリシー」を
策定しました。

品質ポリシーは、特許審査の品質管理の基本原則を示したものであり、国際的に信頼される質の高い特許権が、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要であるとの認識の下、特許庁は、この品質ポリシーに基づいて審査の質の維持・向上を図り、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に取り組んでまいります。



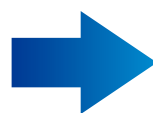
＜お問い合わせ先＞

特許庁審査第一部調整課品質管理室

電話：03-3581-1101 内線 3121 FAX:03-3595-4553

「特許審査に関する品質ポリシー」

本文は裏面をご覧ください





特許審査に関する品質ポリシー

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です。

この品質ポリシーは、こうした質の高い特許権の設定に向けた特許審査^(注)の品質管理の基本原則を示したものです。特許庁は、この品質ポリシーに基づいて、世界最高品質の特許審査の実現に取り組めます。特許審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則に従って審査業務を遂行します。

(注) 発明の審査（PCT国際出願に関する国際調査及び国際予備審査を含む。）及び実用新案技術評価書の作成を意味する。

● 強く・広く・役に立つ特許権を設定します

特許庁は、グローバルな知的財産保護を支援すべく、後に無効にならない強さと発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な特許権を設定します。

● 幅広いニーズや期待に応えます

特許庁は、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重していきます。特許審査に関わる全ての職員は、出願人・代理人等との意思疎通を積極的に図りつつ、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査を行います。

● 全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます

特許庁は、特許審査に関わる全ての職員の質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の特許審査の質の向上に向けた取組を推進します。また、特許制度に関わる方々と協力関係を確保し、協働して特許審査の質の維持・向上を図ります。

● 国際的な特許審査の質の向上に貢献します

特許庁は、特許審査に関する国際的な取組を積極的に推進するとともに、有用な審査情報を海外の特許庁に提供することにより、国際的な特許審査の質の向上に貢献します。

● 継続的に業務を改善します

特許庁は、世界最高品質の特許審査を持続的に提供するために、現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善していきます。

● 職員の知識・能力を向上させます

特許庁は、日常業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、特許審査に関わる全ての職員の自主的な研さんを奨励し、職員の知識・能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。

平成 26 年 3 月